

7佐々町監査委員公表第2号

財務監査の結果について

令和7年10月30日に実施した財務監査について、地方自治法第199条第1項の規定に基づき監査を行った結果を別紙のとおり公表します。

令和7年11月12日

佐々町監査委員 北野 雄大
佐々町監査委員 長谷川 忠

監査結果報告

1. 監査の種別 財務監査
2. 監査の対象
①国民健康保険診療所事業
②移住・定住促進支援補助金事業
③国民文化祭事業
④学校・家庭・地域連携協力推進事業
⑤地域生活支援事業（特別支援学校通学支援移動介護給付費）
⑥こども誰でも通園事業
⑦定額減税補足給付金（不足額給付）事業
(監査対象期間：令和7年4月1日から令和7年9月30日)

3. 監査の機関 令和7年10月30日（木）

4. 監査の方法

令和7年度佐々町当初予算及び補正予算における主要事業の予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて、担当課より提出資料や各事業に関する文書等の提示をうけ、ヒアリングによる書類審査を行った。

5. 監査の着眼点

- ①各事業の概要や目的、進捗状況、事業効果について
②法令や町の財務規則、要綱に基づいた事務処理について

6. 監査の内容

①国民健康保険診療所事業（多世代包括支援センター）

国民健康保険診療所では、毎週月曜日に「もの忘れ外来」、毎月第3木曜日とその翌日の金曜日に「小児発達専門外来」を開設。

「もの忘れ外来」は、平成22年度から専門医が不足している分野である認知症に特化した診療を行っている。かかりつけ医や包括支援センターの地区担当等からの紹介で受診する方が多く、症状が落ち着いた場合はかかりつけ医に戻すなど、地域の医療機関との連携を図っている。また、認知症の診断に必要なMRIの検査に関して佐世保中央病院とも連携しており、予約が比較的短期間で取れることから、認知症の早期発見・早期治療につながっている。

「小児発達専門外来」は令和4年度に開設され、佐々町のほかに松浦市、平戸市からも患者を受け入れている。当初は月1回の開設であったが、受診希望者が多いことから、令和5年度からは月2回開設している。しかし、新規の患者は4か月～半年待ちの状況であり、早期療育につなげるためには、県や近隣市町と連携してさらに体制を整える必要がある。

両外来とも患者数を維持しており、佐々町のみならず県北地域においてニーズは高い。

②移住・定住促進支援補助金事業（企画商工課）

1年以上県外に住所があった方で、ながさき移住サポートセンターまたは西九州させぼ移住サポートプラザを通じて事前相談し、移住された方に対して引っ越し費用等として10万円を上限に補助。9月末時点では実績がなかったが、10月29日に申請があり、給付を決定している。移住相談会等において、この補助金があることを話すと好感触を示す方が多いことから、佐々町への移住を検討する一つのきっかけになっている。定住を促進するためには新築戸建てや中古物件購入に限定し、1件当たりの補助額を上げるなど、制度の見直し等も含めて検討する余地がある。

③国民文化祭事業（教育委員会）

令和7年9月14日から11月30日まで長崎県で開催される「ながさきピース文化祭2025」において、佐々町地域文化発信事業として「シンポジウム『市の瀬戸跡と加藤民吉～佐々から瀬戸へ～』」、「雅楽の祭典」、「よつといで おはなしの世界～絵本作家による読み聞かせ講演会～」、「町民文化祭×交流文化祭」などのイベントを開催。障がいを持つ方と共同で実施するイベントもあり、一過性に終わらず来年度以降も交流を続けていくことで、継続して効果を發揮するものと考える。

④家庭・学校・地域連携協力推進事業（教育委員会）

地域活性化のため、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域創生の実現を目指すもの。「佐々っ子ワクワクまなびタイム」や「佐々っ子スポーツ塾」など、4事業を展開している。教育委員会が直接運営している事業もあれば、団体に委託している事業もある。地域住民の協力により、子どもたちに様々な体験・交流活動の機会を提供することで、学校、家庭及び地域の連携に寄与しているが、地域の担い手の高齢化に悩んでいる。町がやるべき事業を実施することで、民間の習い事とは棲み分けができている。

⑤地域生活支援事業（特別支援学校通学支援移動介護給付費）（住民福祉課）

特別支援学校に通う義務教育課程にある障害児の通学を支援することで、保護者の出勤時間と送迎時間が重なっている家庭の負担軽減を図るもの。令和6年度まではジャンボタクシーで自宅まで迎えに行っていたが、今年度からは役場近くの集合場所からマイクロバスで学校まで送ることで、経費を縮減している。対象者は多くはないが必要性は大きい。高校生になっても利用したいとの意見もあることから、対象の拡大を検討する必要がある。また、近年においては補助金が満額入ってきておらず、一般財源の持ち出しが増えているため、国や県に対して要望を継続していく必要がある。

⑥こども誰でも通園事業（住民福祉課）

0歳6か月～満3歳未満の保育所等に通っていないこどもに適切な遊びや生活の場を与える、その保護者の心身の状況、養育環境を把握するための面談や子育ての情報の提供等を行うもの。私立園ではすでに定員を超えており、現時点では実施が難しいため、公立園と調整して年度内実施を目指している。利用するこどもが社会性を身につけたり、保護者の育児の負担を軽減する効果が期待されているが、近隣市町の状況からみてもニーズはあまり高くない。保育士の確保など課題も多いため、先進地の事例を参考に制度設計する必要がある。

⑦定額減税補足給付金（不足額給付）事業（税財政課）

令和6年度に国が実施した定額減税補足給付金に不足が生じる方に対して、不足額を給付するもの。9月末時点の支給件数率は62.79%だったが、未申請者に対して勧奨通知を送付したり、広報紙に記事を掲載したこと等により、10月29日時点では92.6%まで上昇している。物価高への支援として一定の効果があると推察されるが、担当課としては未申請者が多いと感じている。国が実施する事業であり、市町村に自由度はないが、今後も同様の給付金等が支給される場合には、対象者がスムーズに受給できるよう事務処理を進めてもらいたい。

7. 指摘事項 特になし。

8. その他特記事項

- ・**多世代包括支援センター（①国民健康保険診療所事業）**

医師の継続確保に努めること。

- ・**企画商工課（②移住・定住促進支援事業）**

佐々町への移住・定住を検討している方や、実際に移住してきた方に対し、町のホームページやSNS等を活用して、分かりやすい周知に努めること。

- ・**教育委員会（④学校・家庭・地域連携協力推進事業）**

地域の担い手の高齢化問題について、次の担い手となる若い世代と地域が関わりを持つことができるような施策を研究すること。また、参加する子どもたちが増えるよう、実施方法等を検討すること。

- ・**住民福祉課（⑤地域生活支援事業（特別支援学校通学支援移動介護給付費））**

国・県の補助金を満額支給してもらえるよう、継続して要望を行うこと。また、利用希望人数と費用を比較し、より効率的・効果的な運行方法等を検討すること。

- ・**住民福祉課（⑥こども誰でも通園事業）**

令和8年度からの給付事業化に向けて、利用者、受け入れ側の双方にとって、よりよい制度設計となるよう、研究すること。

9. まとめ

今回の監査は、事業の進捗状況や事業効果などを中心にヒアリングを行った。監査対象事業については、完了又は年度内に完了予定であり、おおむね計画的に実施されていた。

指摘事項は確認されなかったが、その他特記事項の対応について検討等を行うこと。